

平成30年12月16日執行予定

佐賀県知事選挙について

- ◆告示日 11月29日(木)
 ◆投票日 12月16日(日)
 ◆投票時間 午前7時から午後8時まで
 (脊振町第2～6投票所は午後6時まで)

◆投票所

投票区名	投票所の場所
神埼町第1投票区	神埼小学校講堂
神埼町第2投票区	神埼市中央公民館
神埼町第3投票区	仁比山小学校講堂
神埼町第4投票区	B&G海洋センター
神埼町第5投票区	西郷小学校講堂
神埼町第6投票区	姉川東分公民館
千代田町第1投票区	千代田支所1階ホール
千代田町第2投票区	千代田西部小学校体育館
千代田町第3投票区	千代田東部小学校体育館
脊振町第1投票区	脊振ふれあい館1階会議室
脊振町第2投票区	ふれあい館せせらぎ
脊振町第3投票区	鹿路公民分館
脊振町第4投票区	ひのさと
脊振町第5投票区	服巻公民分館
脊振町第6投票区	久保山消防詰所

※今回の選挙から以下の区域において、投票区や投票所を変更しております。
 入場券に記載されている投票所をよくご確認の上、投票所へお越しください。

変更対象の区域(行政区)	変更後の投票所
上直島、姉、乙南里、新宿、大石、 下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、詫東、 詫西、高志、下板、藤西、 又南里、藤東	千代田支所1階ホール
下直島、丁太田、上地、こすもす苑、ゆとり	
小鹿、用作、柴尾、小森田	千代田東部小学校体育館
広滝東、広滝西、広滝下、 鹿路の一部(旧東鹿路)	脊振ふれあい館1階会議室

◆投票入場券

各個人に郵送(はがき)でお届けします。

◆期日前投票

仕事やレジャーで、投票日に投票することができない人は、期日前投票ができます。

○期日前投票期間・投票場所

※期日前投票は、どの投票所でも投票できますが、
投票所により期間が異なっておりますので、必ずご確認ください。

神埼町期日前投票所 神崎市役所本庁1階1-1会議室

11月30日(金)から12月15日(土)16日間

千代田町期日前投票所 千代田支所1階1-1会議室

脊振町期日前投票所 脊振ふれあい館1階会議室

12月9日(日)から12月15日(土)7日間

○投票時間 午前8時30分から午後8時まで

◆不在者投票

病院又は施設に入院(入所)している場合に、入院(入所)先が不在者投票できる場所に指定されていれば、施設内で投票できます。

◆郵便投票

身体障害者等の人で、郵便投票証明書をもっている人が、郵便による不在者投票を希望するときは、12月12日(水)までに投票用紙などの交付申請をしてください。また新たに郵便投票を希望される場合は、選挙管理委員会に問い合せください。

◆開票所

開票は即日開票です。

○神埼市中央公民館 12月16日(日)午後9時から

◆選挙人名簿登録者数 (平成30年9月1日現在)

男：12,595人 女：13,968人 計：26,563人

☆☆今回投票できる方☆☆

○年齢 平成12年12月17日までに生まれた人(満18歳以上)

○住所 平成30年8月28日までに神崎市へ転入届を提出した人で、引き続き3か月以上神崎市内に住所を有している人

※平成30年8月29日以降に他市町村から神崎市へ転入の届け出をした人は、神崎市で投票できません。佐賀県内のいずれかの市町村の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票できますので、詳しくは選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会にお問い合わせ

せください。
※佐賀県外へ転出した人は投票できません。

◆問い合わせ先

神崎市選挙管理委員会事務局（神崎市役所総務課内） ☎37-0100